

自動車臨時運行許可期間についての目安

許可期間は「運行の目的・経路等から判断される**必要最小限の日数**」です。

目的：車検のための回送 (新規・継続検査等)

整備済の自動車等を運輸支局等へ提示
をするために回送を行う場合

1日



目的：その他車両整備のための回送

自動車を車検整備、修理等するために
整備工場へ回送する場合

1～2日

1回の許可で○：保管場所→整備工場→運輸局 ※車検整備
保管場所→整備工場 ※修理等

1回の許可で×：保管場所→整備工場（A）→整備工場（B）→運輸局
保管場所→整備工場→保管場所



※なお、許可期間については、運行経路や車両の状況により異なる場合があります。詳しくはご相談ください。

※九州運輸局確認済